役 員 退 職 金 規 程

施行 昭和45年11月 1日 改正 平成12年4月1日 平成15年10月1日

- 第1条 当協会役員の退職金は、この規程の定めるところによる。
- 第2条 役員が退任したときは、この規程の定めるところにより退職金を支給する。
- **第3条** 常勤役員の退職金については、退任時の報酬月額に在任月数を乗じた額に、次の各号の 区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

(1) 理 事 長	100 分の 32.4
(2) 専務理事	100 分の 28.35
(3) 常務理事	100 分の 28.35
(4) 常勤の理事	100 分の 24.3
(5) 常勤の監事	100 分の 20. 25

- 2 前項にいう在任月数の計算は、一任期内において常勤役員になった日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。
- 第4条 非常勤役員の退職金については、理事長が別に定める。
- **第5条** 在任中特に功労があった役員には、理事会の議決を経て、別に功労金を支給することができる。
- 第6条 この規程に定めのない事項については、兵庫県信用保証協会退職金給与規程を準用する。

附則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前日に在任する役員の施行前の期間にかかる退職金の計算は、同日における報酬月額に従前の割合を乗じて得た額とする。